

別紙 1

地下に埋設設置した液化石油ガス貯槽の外面検査指針

1 目的

地下に埋設した液化石油ガス貯槽の外面検査及び各設備の保安管理に関する必要な事項を定めることにより、保安の確保に資するものとする。

2 外面検査の方法

2 - 1 外面検査の実施時期

外面検査の実施時期は次のとおりとする。

(1) 電気防食措置を施した貯槽

ア 初回の外面検査

完成検査後 2 0 年を経過した最初の開放検査^{*1}時

イ 2 回目以降の外面検査

前回の外面検査から 1 9 年を経過した最初の開放検査時

(2) 電気防食措置を施していない貯槽

ア 初回の外面検査

完成検査後 1 5 年を経過した最初の開放検査時

イ 2 回目以降の外面検査

前回の外面検査から 9 年を経過した最初の開放検査時

2 - 2 外面検査の方法

外面検査の方法は、原則として貯槽に施されている防食被覆物^{*2}表面からの目視検査とする。

ただし、防食被覆物の剥離、錆の滲出等の異常が認められる場合は、その部位及びその周辺の防食被覆物を除去し、貯槽母材について目視及び非破壊検査を実施する。

2 - 3 開放検査で溶接補修を行った場合の措置

貯槽内部の欠陥に基づき溶接補修を行った場合は、補修箇所周辺の外面の防食被覆物を除去し、貯槽母材について目視及び非破壊検査を実施する。

3 各設備の管理方法

3 - 1 電気防食措置の管理方法

電気防食措置の管理は次のとおり行い、その記録を保管すること。

(1) 防食電位の測定

年1回以上防食電位の値を測定し、貯槽対地電位がマイナス850ミリボルト以下(飽和硫酸銅電極基準)であることを確認する。

(2) 防食電流の測定

年1回以上防食電流の値を測定し、陽極寿命が次回の外面検査時まで維持されることを確認する。

(3) 電氣的絶縁状況の確認

年1回以上絶縁フランジの状況を目視により確認するほか、非防食配管との電位比較、絶縁チェッカーによる検査等を行い、貯槽の電氣的絶縁状況を確認する。

3 - 2 乾燥砂の管理方法

乾燥砂の管理は次のとおり行い、その記録を保管すること。

(1) 滞留水の管理

定期的に滞留水の水位測定を行うと共に、必要に応じ滞留水を排水し、滞留水の水位が集水枡上端を超えることのないように管理すること。

(2) 乾燥砂の管理

年1回以上、乾燥砂の乾燥状態を目視により確認すること。

(3) 貯槽上部スラブの管理

年1回以上、貯槽上部スラブに雨水等が侵入する原因となるようなひび割れ等がないことを目視により確認すること。

(附則) この指針は平成17年4月1日から施行する。

* 1 平成17年3月30日付け経済産業省告示第84号に定める保安検査規格(KHKS 0850-2又はKHKS 0850-6)に規定された開放検査をいう。

* 2 例示基準第5節1.2(1)口又は(2)口により施工された塗装の塗膜のほか、同節1.2(2)八により施工されたアスファルトルーフィング又はアスファルトジュートを含む。